

古物営業法の一部改正について

令和2年4月1日施行

1 許可単位の見直し

営業所が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会の許可が必要とされていたものが、全国1つの都道府県公安委員会の許可で営業が可能となりました。

2 申請書の提出数

申請書等については、正副2通提出とされていたところ、1通提出することと改正されました。

3 申請書の提出先

許可申請書、書換申請書、再交付申請書及び返納理由書の提出については、主たる営業所を管轄する警察署に提出することとなりました。

4 事前の変更届出

営業所又は古物市場（以下「営業所等」という。）の新設、廃止（廃業する場合を除く。）、移転、名称変更及び主たる営業所等、その他の営業所等の区分に関する変更は、変更日から3日前までに主たる営業所等又はその他の営業所等を管轄する警察署に届け出ることとなりました。

5 事後の変更届出

上記4以外の変更に關しては、変更から14日（届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、20日）以内に主たる営業所又はその他の営業所を管轄する警察署に届け出ることとなりました。

6 許可証（全面施行前から2つ以上の許可証の交付を受けている古物商等のみ。）

令和2年4月1日より前に古物商等許可を得ていた古物商等であって、主たる営業所等届出書を提出した古物商等のうち、複数の都道府県公安委員会から許可を受けていた者は、令和3年3月31日までに、新許可証交付申請書及び旧許可証一覧表にその者の有する全ての旧許可証を添付して、主たる営業所等の所在地を管轄する警察署に提出しなければなりません。

お問い合わせは警察本部又は最寄りの警察署へ

古物営業法改正については、宮城県警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署生活安全課までお問い合わせください。

宮城県警察本部生活安全企画課営業係
☎022 - 221 - 7171(内線3054、3055)